

# 石川県福祉サービス第三者評価制度 評価調査者等養成研修等実施要領

## 1 趣旨・目的

- (1) 評価調査者等養成研修等（以下「養成研修等」という。）とは、評価調査者等養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者等継続研修（以下「継続研修」という。）をいう。
- (2) 養成研修は、石川県における福祉サービス第三者評価制度の評価調査者（以下「評価調査者」という。）及び介護サービス情報の公表制度に係る調査員並びに認知症高齢者グループホーム外部評価制度に係る評価調査員（以下、福祉サービス第三者評価に係る評価調査者を含め「評価調査者等」という。）を養成することを目的とする。
- (3) 継続研修は、評価調査者の資質向上等を図ることを目的とする。

## 2 実施形態

- (1) 養成研修等は、県の指定を受けた事業者が実施する。
- (2) 実施に係る経費は、受講料で賄う。

## 3 開催回数

- (1) 指定を受けた事業者は、当分の間、この研修を毎年度2回開催するよう努め、日程について県と協議しなければならない。
- (2) 指定を受けた事業者が複数となった場合は、県と協議の上、開催日程を調整するものとする。

## 4 受講者

- (1) 養成研修の受講資格は、別紙1のとおりとする。
- (2) 研修1回あたり受講者定員は、60名程度とする。ただし、研修の質を下げないと思われる範囲において増員することができる。
- (3) 受講申込みは、個人による申込みと評価実施（予定）法人による申込みの2通りの申込み方法を設定する。
- (4) 受講を希望する者が定員を超える場合は、評価調査者等としての具体的な活動予定のある者を優先して受講させることとする。

## 5 カリキュラム・講師等

- (1) 標準カリキュラムは別紙2のとおりとする。
- (2) 標準カリキュラムは、講師の意見、県担当課の意見を聞きつつ常に見直しを検討する。
- (3) 介護サービス情報の公表制度、認知症高齢者グループホームの外部評価制度に関し、この研修以外に補足説明が必要なものについては、県担当課において別途対応する。

- (4) 講師は、全国社会福祉協議会が実施する第三者評価指導者養成研修を修了した者及び県職員等とする。
- (5) 講師と県担当者を含む打合せ会議を適宜開催し、担当科目や進め方等を協議する。

## 6 受講料

- (1) 受講料の額は、研修に要する経費と受講者数を勘案のうえ決定する。
- (2) 受講科目の免除については、県と協議するものとし、免除を認めた場合の受講料についても同様とする。

## 7 修了証書の交付等

- (1) 研修修了者には、県が発行する修了証書を交付する。
- (2) 研修修了者は、県が管理する評価調査者等の名簿に登録し、公表する。
- (3) 研修実施機関・事業者は、評価調査者等の名簿への登録に必要な書類を、研修終了後県に引き継ぐものとする。

## 8 その他

- (1) 研修の実施にあたり疑義が生じた場合は、県と研修を実施する事業者が協議する。

## 受 講 資 格

### 1 組織管理

組織管理運營業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

(1) 組織管理運營業務

- ① 社会福祉施設長、副施設長、事務長
- ② 法人経営者・役員
- ③ その他10人以上の組織を管理統括する者

(2) 同等の能力を有していると認められる者

(組織管理、経営相談、経営指導等に関する専門知識を有する者)

- ①公認会計士 ②中小企業診断士 ③税理士 ④弁護士

### 2 業務経験

福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

(1) 有資格者

- ①社会福祉士 ②介護福祉士 ③精神保健福祉士 ④介護支援専門員
- ⑤保育士 ⑥医師 ⑦看護師 ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩言語聴覚士
- ⑪保健師 ⑫栄養士

(2) 学識経験者

大学、短期大学、専門学校で福祉、医療、保健分野に関する教育、研究を行う者

(3) 同等の能力を有していると認められる者

- ① 認知症高齢者グループホームの外部評価等福祉サービス評価の経験を有する者
- ② 福祉、医療、保健分野において5年以上、実務経験又は指導業務、監査業務、相談業務若しくは調査研究業務の経験を有する者

## 標準カリキュラム

(研修期間 4 日間)

	研修科目	形態・ 時間数	目 的	内 容
1 日 目	1. 第三者評価の 理念と基本的な 考え方	講義 1時間	第三者評価事業の理念や基 本的な考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価事業の必要性</li> <li>・行政における指導監査との違い</li> <li>・福祉制度の動向</li> <li>・医療機能評価や、ISO 等、関連分野に おける評価制度の動向</li> </ul>
	2. 第三者評価の 全体像と評価調 査者の役割	講義 1時間	第三者評価事業の枠組みや 評価調査者の役割等を理解 する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価事業の枠組み</li> <li>・本研修の位置付け</li> <li>・評価調査者の役割</li> </ul>
	3. 第三者評価基 準の理解と判断 のポイント	講義 6時間	石川県の第三者評価基準の 考え方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価基準の各項目の考え方及 び基準策定の意図</li> <li>・実際の評価における判断のポイント</li> </ul>
2 日 目	4. 書面（事前）審 査の着眼点	講義 および 演習 3時間	書面（事前）審査の目的や 具体的な方法を理解・習得 する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面（事前）審査の必要性・目的、ね らい（講義）</li> <li>・実際の評価方法についてグループご とに「事例研究」（演習）</li> </ul>
	5. 訪問調査の着 眼点	演習 4時間	訪問調査における各第三者 評価基準の評価判定方法、 その着眼点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査における第三者評価基準の 評価判定方法、着眼点についてグルー プにより課題・事例検討</li> </ul>
3 日 目	6. 実習 I （訪問調査）	実習 7時間	実際に訪問調査を行うこと によって具体的な第三者評 価の方法・技術を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力施設（事業所）に訪問調査を行う ことにより、インタビュー技術など訪 問調査時の留意事項等を学ぶ</li> </ul>
4 日 目	7. 実習 II （とりまとめ）	実習 3時間	実習 I の内容を受けて、第 三者評価結果のとりまとめ について具体的な手法を習 得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問調査の結果に基づいて評価調査 者間で合議を行い、最終的な第三者評 価結果をとりまとめながら、報告書の 作成技術を学ぶ。</li> </ul>
	8. 成果発表、公表	全体会 2時間	実習の成果に基づいて評価 調査者として求められる技 術や態度等についてあらた めて理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習グループにてとりまとめた成果 を発表し、講師からの講評を行い、と りまとめ等に対する問題点や課題、調 査を実施する上での留意事項をあら ためて整理する。</li> </ul>
	9. 評価調査者の 倫理	講義 1時間	評価調査者として守るべき 倫理や、訪問調査時の留意 点を完全に理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価調査者の役割（再認識）</li> <li>・評価調査者として守るべき倫理や、求 められる調査時の姿勢等</li> </ul>